

2013年11月27日

関西から食卓を考える会 御中

株式会社 大近
店舗運営部 部長 宝子恭弘

要望書へのご回答

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。頂きましたご要望に関しまして下記の通りご返答申し上げます。

敬具

記

前提条件として、弊社では厚生労働省・農林水産省をはじめとする政府機関が決定した食品に関する安全基準（微生物・残留農薬等）は、消費者の方々に安心して食生活を行っていただくうえでの基準として問題ないものと認識しております。放射性基準に関しても例外ではなく、今後も当該の基準値を遵守して販売を行なってまいります。また厚生労働省・農林水産省、各都道府県の関連機関では、震災以降、食品の放射能検査を実施されており、現在日本国内に流通しているものは安全であると認識しております。

① 食品に含まれる放射性物質に関し、ゼロベクレルを目指してください。

弊社と致しましても、出来る限り政府機関の出す情報を注視し、出来る限り安心して食生活を行なっていただけるよう、食品を選定しご提供してまいります。

ただし、“ゼロ”という点に関しては事実上困難であると考えております。日本での平均自然放射線の被曝量は、0.43mSv/年（2007年 医療科学社 低量放射線量と健康影響）とも言われており、古来より自然界には自然由来の放射性物質も数多く存在しており、常に低量の放射線に暴露されております。そういった中で“リスク”の観点からは、上述しておりますように政府機関から公表されている基準値を遵守出来ていれば安全であるものと、現在は考えております。

② 食品の放射性物質を測定し、ベクレル表示をしてください。測定とベクレル表示を食品メーカーに要請してください。

当該事項に関しましては、費用面に大きな問題がございます。実際に数値検査を外部専門機関で行なう場合、多額の費用がかかりその費用はそのまま商品価格にかかってまいります。実際にベクレル表示を行なう場合、製品や原料のロット毎にそれらの費用が発生するため、現在の商品価格を大幅に上回ることとなります。“ベクレル表示”を表示することにより、消費者の方々に安心していただけることとは重々承知いたしておりますが、前述致しましたように現在流通している食品は安全であるという前提のもと、生産者側へ無理な負担を行い、消費者の方々への不利益に繋がることはあってはならない事項であると考えており、現段階では食品へのベクレル表示を強制する必要はないものと考えます。

- ③ 食品の産地表示をしてください。加工品、惣菜については主たる原材料の産地表示をしてください。水産物については漁場を表示してください。産地表示を食品メーカーに要請してください。

消費者の方々への産地等の情報公開は弊社でも推奨しており、今後も継続してまいります。ただし過度な情報公開は消費者の方々の混乱に繋がるため、調整が必要であります。また（季節や数量などにより）原料が安定しないものに関しては、都度の表示が難しくコストもかかるため、法令での義務以上の表示は必ずしも必要ではないと考えております。前述しておりますように、弊社では現在に日本国内に流通している食品は安全であるとの考えから、法令遵守を基本とし今後も各メーカーへ指導してまいります。

- ④ 放射能汚染対策（独自検査等）をしている食品メーカーの商品を優先的に取り扱ってください。

弊社では、『安全で安心な食品』を消費者の方々にご提供することを第一に商いをさせていただいております。“放射能汚染対策”も重要な要因ではございますが、その他にも“食品添加物”や“衛生的な取り扱い”などさまざまな要因があると考えております。頂きました当該のご要望を真摯に受け止め、今後の商品選定に役立ててまいりたいと思います。

- ⑤ 産地偽装を防止する対策を講じてください。

産地偽装に関しましては、JAS 法違反にも繋がる重大な違反事項であり、弊社と致しましてもメーカーへ厳しく指導しております。今後もその姿勢を崩さず、厳しく取り締まってまいります。

以上